

# 京都市建築行政情報総合支援システム構築業務受託候補者選定要綱

制定 平成25年12月19日

## (目的)

第1条 この要綱は、京都市建築行政情報総合支援システム構築業務（以下「本業務」という。）について、業務の品質を確保し、その目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、業務の受託先として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用)

第2条 この要綱の規定は、業務の委託が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる場合に該当するものとして随意契約を行うものに適用する。

## (委託費用の上限)

第3条 業務の委託費用の上限は、別に定める。

## (参加資格者)

第4条 受託候補者選定に参加できる事業者（以下「参加資格者」という。）については、別に定める要件をすべて満たす者とする。

## (受託候補者)

第5条 受託候補者は、参加資格者のうち参加表明を行った事業者（以下「受託希望者」という。）から選定する。

- 2 参加表明の方法等は、別に定める。
- 3 受託候補者の選定等の詳細は、別に定める。

## (選定会議)

第6条 受託候補者を選定するため、都市計画局建築指導部内に受託候補者選定会議（以下「選定会議」という。）を置く。

- 2 選定会議に、議長を置く。
- 3 議長は、都市計画局建築指導部建築指導課長とする。
- 4 選定会議の事務局は、都市計画局建築指導部建築審査課に置く。
- 5 選定会議の構成員は、別に定める。
- 6 選定会議は非公開とする。

## (選定結果の通知等)

第7条 本市は、受託希望者に選定結果を通知する。

- 2 前項の通知の詳細は、別に定める。

(業務委託契約の締結)

第8条 業務の委託契約は、受託候補者と協議のうえ締結する。

2 受託候補者との協議が不調になった場合は、受託候補者の選定において順位の高かった順に協議を行うものとする。

(補足)

第9条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱は、平成26年3月31日をもって廃止する。